

# 定期予防接種費用の償還払いについて

本市が実施している定期予防接種を、やむを得ない事情により、市内の医療機関で接種することができず、他の市町村や市外の医療機関で接種した場合の費用を助成することによって、経済的負担の軽減や疾病予防に寄与することを目的としています。

## ■ 償還払いの対象者について

予防接種の実施日に本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する者。

- ① 保護者が出産のため里帰りし、共に他の市町村に滞在している場合
- ② 他の市町村の医療機関等に長期入院又は基礎疾患管理中で、主治医の指示、管理のもとで予防接種を受ける必要がある場合
- ③ その他特別な理由があると市長が認める場合

※ 市外の医療機関等での接種を希望する場合は必ず、事前に市健康推進係へご連絡をください。なお、理由によっては助成対象とならない場合もありますのでご了承ください。

## ■ 償還払いの対象となる予防接種について

四種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、B型肝炎、BCG

## ■ 償還払いの金額について

本市が市内の医療機関と委託契約をしている予防接種料及び市が別に定める予防接種料と、市外の医療機関等で保護者が自己負担により支払った予防接種料のいずれか低い方の額とします。

## ■ その他

- 予防接種を受けるためには、事前に本市が発行する予防接種実施依頼書の交付を受けてから、市外の医療機関等で予防接種を受けることとなります。よって、対象者の条件を満たしていても、この実施依頼書により予防接種を受けなければ助成対象となりませんので注意してください。
  - 実施依頼書には接種期間（発行日から6か月間）を設けていますので、その期間内に接種を受けてください。万が一、期間内に接種ができない場合はご連絡ください。
  - 申請の際は、医療機関で自己負担で支払った接種費用の領収書等が必要になりますので、必ず保管しておいてください（紛失された場合は、医療機関により異なりますが再発行に料金が発生すると思われるのでご注意ください）。
  - 平成28年4月から定期予防接種となった日本脳炎の標準的な接種スケジュールは下記のとおりです。これ以外のスケジュールでの接種は償還払いの対象外です。
    - 対象とならない例としては、特例措置とされている…
      - ◆平成19年4月2日～平成21年10月1日までに生まれた方で
        - ・2期の対象年齢に1期初回や追加を接種する場合
      - ◆平成8年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた方で
        - ・2期の対象年齢に1期（初回・追加）を接種する場合
        - ・13歳以降の1期（初回・追加）や2期を接種する場合
- 標準的な接種スケジュール
    - ・1期初回（2回）：生後6カ月から7歳6カ月未満
    - ・1期追加（1回）：生後6カ月から7歳6カ月未満
    - ・2期（1回）：9歳以上13歳未満
- その他、不明な点がある場合は下記までご確認ください。

### 【問い合わせ先】

芦別市役所健康推進課健康推進係（4番窓口）

TEL：0124-22-2111 URL：<http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/>